

参考資料①  
(これまでの議論の整理)

平成23年10月31日  
金融庁総務企画局企画課保険企画室

# 1. 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制

## 保険会社の子会社の業務範囲

保険会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としてはならない。（保険業法第 106 条）

1. 保険会社、少額短期保険業者
2. 銀行、長期信用銀行
3. 資金移動専門会社
4. 証券専門会社、証券仲介専門会社
5. 信託専門会社
6. 保険業を行う外国の会社
7. 銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社
8. 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社
9. 新規事業分野開拓会社（ベンチャー・ビジネス企業）等
10. 1～9のみを子会社とする持株会社

（参考）保険業法第 2 条

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

## 保険会社・保険会社グループの業務範囲に関するこれまでの議論

○ 「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日 保険審議会答申)

### 第2章 保険事業の在り方について

#### (4) 生損保兼営

##### ロ. 兼営の方式

(イ) 生損保兼営の方式としては、(i) 明確なリスク遮断が可能であること、(ii) それぞれの事業、商品の特性に応じた募集体制、監督面での差異に段階的に対応しつつ、相互乗入れを行うことができること、(iii) 諸外国でも子会社・持株会社を通じた兼営が一般的であること等から、子会社方式を主体とすることが適当である。

○ 「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として」(平成9年6月13日 保険審議会報告)

### 第2章 各論

#### II. 業態間の参入促進

##### 2. 参入の方法

- (1) 保険会社と金融他業態との間の参入の方式については、①本体での参入には、リスク管理、利益相反行為による弊害の防止、事業の健全性維持、競争条件の公平性等の面で問題が多いこと、②金融制度改革における銀行等・信託銀行と証券会社との相互参入は業態別子会社方式で行われていることから、基本的にはリスク遮断、利益相反行為による弊害の防止等の面で優れている業態別子会社方式によることが適当である。
- (2) 参入に当たっては、認可により適格性を判断したうえで認めるとともに、影響力を行使した販売等、参入に伴って発生する弊害の防止に十分留意する必要がある、銀行・信託・証券間の措置も参考にして、例えば、役員の兼任禁止、アームズ・レングス・ルール、抱き合わせ販売の禁止といった実効性ある弊害防止措置を講ずる必要がある。また、弊害防止措置については、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ見直しを行うことにより、常に実効性を確保していく必要がある。(以下略)

○ 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（平成12年12月21日 金融審議会第一部会報告）

4. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

(1) 新しい時代における銀行等の業務の考え方

① 銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、平成10年のいわゆる金融システム改革法において、銀行等による投資信託販売の導入や子会社の範囲そのものの拡大が行われるなど、経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当である。（以下略）

(2) 金融取引のIT化の促進と個人情報保護

（略）

なお、業務範囲や顧客保護の観点から検討すべき論点における検討結果は、保険会社についても、ほぼ同様に妥当するものと考えられる。

○ 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日 金融審議会金融分科会第二部会報告）

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

1. 基本的な考え方

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を検討するに当たっては、銀行・保険会社本体の経営の健全性確保が強く求められるものと考えられる。

実際に、個別の業務を銀行・保険会社グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行・保険会社本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行・保険会社グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当である。

その際、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、

- ・ 当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的な親近性
- ・ 当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性
- ・ 銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度

等を勘案して決定すべきものと考えられる。

○ 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日 金融庁)

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

3. 機動的な資金供給等

(7) 保険会社におけるグループ経営の円滑を図る制度整備(業務の代理・事務の代行に係る手続負担の軽減)

保険会社のグループ内における経営資源の有効活用や顧客の利便性向上を図る観点から、保険会社による他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行が円滑に行われることが必要である。このため、現在認可制とされている保険会社による他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行について、グループ内で行われるものを届出制とすることとし、関連法案の早急な国会提出を図る。

II. アジアと日本をつなぐ金融

2. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

(3) 保険会社による海外不動産投資や外国保険会社買収等の障壁となる規制の見直し

保険会社が海外不動産投資を行う際、従属業務子会社のうち「保険会社のために投資を行う会社」については、議決権の総数を保有しなければならないとの規制があるため、他の投資家の共同出資が得られないケースがあり、保険会社の収益機会の拡大の支障となっているとの指摘がある。このような指摘にも鑑み、①当該保険会社の子会社であり(議決権の過半数保有)、②資金調達額の総額の50%以上が保険会社及びその100%子会社により供給されている場合にも、従属業務子会社として認めることとし、平成22年中を目途に、関連告示の改正を行う。

また、保険会社が外国の保険会社を子会社等とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制の在り方については、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成22年度に検討し、平成23年度以降に結論を得て必要な制度整備を実施する。

III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

(4) 保険会社における資産運用比率規制の撤廃

保険会社の資産運用に関しては、保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率を乗じた額を上限とする規制があり、機動的な資産運用の妨げになっているとの指摘がある。このような指摘にも鑑み、保険会社の経営の健全性を確保しつつ、機動的な資産運用を可能とするため、資産運用比率規制を撤廃することとし、平成23年度中を目途に、関連内閣府令の改正を行う。

## 保険会社の本体及び子会社の業務範囲規制についての国際比較

	日本	米国(ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固有業務（保険の引受け、資産運用）</li> <li>・ 付随業務（金融業に係る業務の代理又は事務の代行、債務の保証、有価証券の引受け又は募集等）</li> <li>・ 法定他業（一定の有価証券関連業、社債等の募集・管理の受託業務等、保険金信託業務等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険事業</li> <li>・ 保険業に固有もしくは付随する業務（投資顧問業務、投資管理業務、投資相談業務、保険事業の運営に係る機能に関連する役務）</li> <li>・ 上記以外で保険監督官が個別に認可した業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険事業</li> <li>・ 保険事業から直接的に派生する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険事業</li> <li>・ 保険事業と直接関連する事業（デリバティブ取引、保険代理店事業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険事業</li> <li>・ 銀行又は金融に係る関連行為（ただし、当該事業の保険会社の事業活動全体への影響が限定的である場合に限られる。）</li> </ul>
子会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社、少額短期保険業者</li> <li>・ 銀行、長期信用銀行</li> <li>・ 資金移動専門会社</li> <li>・ 証券専門会社、証券仲介専門会社</li> <li>・ 信託専門会社</li> <li>・ 保険業を行う外国の会社</li> <li>・ 銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社</li> <li>・ 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務範囲制限はなし。</li> <li>・ 子会社の保有継続が、親会社の保険契約者または加入者の利益に反すると認定した場合には、子会社の処分を命令することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務範囲制限はなし。</li> <li>・ 金融サービス機構は、保険会社に対し、条件又は制限を課すことができる。当該条件又は制限には、「事業活動の制限」等が含まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務範囲制限はなし。</li> <li>・ 保険会社が他企業への参加権を保有することによって、保険契約の履行可能性にリスクが生じる場合には、連邦金融監督庁は当該保有を中断させることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務範囲制限はなし。</li> <li>・ 子会社の業務が、保険会社の支払能力に悪影響を及ぼすことが懸念された場合には、健全性監督機構は保険会社に対して、支払余力の適正化のために必要な手段（業務の制限を含む。）をとることが可能。</li> </ul>

## 保険業を行う外国の会社を子会社として有する保険会社

※買収により取得した保険会社を掲載。

### 【生命保険会社】

保険会社名	主な子会社（国名、取得年）
明治安田生命	パシフィック・ガーディアン （米国、1976年）
第一生命	第一生命ベトナム （ベトナム、2007年）
第一生命	タワー・オーストラリア （オーストラリア、2011年）

### 【損害保険会社】

保険会社名	主な子会社（国名、取得年）
三井住友海上	アヴィヴァ社（アジア損保事業部分） （イギリス、2004年）
三井住友海上	明台社 （台湾、2005年）
東京海上日動	ロイズキルン社 （イギリス、2008年）
東京海上日動	フィラデルフィア・コンソリデイティッド （米国、2008年）
損保ジャパン	テネット社 （シンガポール、2010年）
損保ジャパン	フィバ・シゴルタ （トルコ、2010年）

出典：各社のディスクロージャー誌等

# I. 保険会社の外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

## (1) 過去の買収実績

### 主な買収実績

年	月	買収会社等	被買収会社等	出資割合	出資額 又は資本金
2004	9	三井住友	英国のアヴィヴァ社のアジア損保事業の買収	-	\$4.5億 (約500億円)
2005	4	三井住友	台湾の明台社の買収	100%	84億台湾ドル (約285億円)
2007	6	東京海上日動	シンガポール・マレーシアで生損保事業を展開しているアジアジェネラルホールディングスリミテッド(Asia General Holdings, Limited)の買収	92.4%	約446億円
2008	3	東京海上日動	英国ロイズキルン社の買収	100%	442百万ポンド (約950億円)
2008	12	東京海上日動	米国損害保険グループ フィラデルフィア・コンソリディエイト社の買収	100%	\$4,705百万 (約4,987億円)
2009	7	損保ジャパン	ブラジル保険会社(Maritima Seguros)社の株式取得	50%	328百万リアル (約155億円)
2010	5	損保ジャパン	シンガポール損害保険会社テネット社(Tenet Insurance)の買収	100%	95百万シンガポールドル (約62億円)
2010	6	損保ジャパン	トルコ保険会社フィバシゴルタ社(Fiba Sigorta Anonim Sirketi)の株式取得	93.36%	485百万トルコリラ (約281億円)
2010	6	三井住友	マレーシア保険会社ホンレオン社の損保事業の三井住友海上現地法人への事業移転(移転後出資比率70%)、同社の生保事業への出資(出資比率30%)	-	940百万マレーシアリングット (約254億円)
2011	5	三井住友	インドネシア保険会社シナールマス生保社(PT Asuransi Jiwa sinarmas)の株式取得	50%	7兆インドネシアルピア (約672億円)
2011	6	損保ジャパン	マレーシア損害保険会社(Berjaya Sompo Insurance)の株式買い増し	30%→70%	496百万マレーシアリングット (約133億円)

第2回WG 岩井委員説明資料(抜粋)

# I. 保険会社の外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

## (2) 子会社の業務規制の影響

### ① 規制外の子会社が含まれていた実例

年	月	買収会社等	被買収会社	含まれていた 規制外の子会社
2007	6	東京海上日動	アジアジェネラルホールディングスリミテッド (Asia General Holdings, Limited)	・投資会社 ・不動産開発、投資会社 ・ルーフトイルの製造販売、不動産賃貸、投資会社 ・レンタカー事業、新車中古車ディーラー ・セメント製造販売会社 ・ホテルマネジメント 他計21社
2008	12	東京海上日動	フィラデルフィア・コンソリディティッド社	・資産管理会社 ・保険料貸付会社 他計4社

なお、買収に成功していない事例や検討中の案件については、交渉先との守秘義務契約、各社のM&A戦略の観点等の理由から公表できない。

### ② 規制外の子会社を売却・清算することによる影響

- BIDになった際には、他の入札者と異なる条件を付けることになるので、極めて不利になる。
- 相対交渉の場合でも交渉が不利になる場合があり、売却や清算に要する時間やコストがかかる。
- 現地での競争力低下につながる。

### ③ 現地での競争力確保のために規制外の子会社を維持することが望ましい事例

- 自動車修理工場（自動車保険販売との相乗効果）
- ホテル等の不動産業（生命保険会社の資産運用手段の一つとして）

## ■ 欧米保険会社の事業子会社(例)

保険会社(国)	子会社(業務内容)	子会社の国
A社(イギリス)	自動車修理	イギリス
	自動車学校	アイルランド
B社(イタリア)	旅行時の緊急医療サービス	イタリアほか
C社(フランス)	ホームサービス(家屋修繕、クリーニング等)	フランス
	教育(家庭教師等)	フランス
D社(スペイン)	旅行代理店	スペイン
E社(アメリカ)	ラジオ放送局	アメリカ
F社(アメリカ)	ホテル	アメリカ

※出典:各社ディスクロージャー資料・ホームページ

第2回WG 松山委員説明資料(抜粋)

## 2. 保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制

## 【大口信用供与（現行制度）】

- 保険会社の財務の健全性を確保する観点から、特定の先に対する社債や貸付金等による運用の集中を排除するため、保険会社の同一人に対する資産の運用の額には、一定の上限が設けられている。【保険業法第97条の2第2、3項】
- ただし、金融庁長官の承認を受けた場合には、この限りではないこととされている。【保険業法施行規則第48条の3】

### 【同一人に対する資産運用の額の上限】

対象資産	限度額
社債・株式（出資を含む。）	合計で総資産の10%
貸付金・貸付有価証券	
預金（当座及び普通預金を除く。）	
債務の保証	
デリバティブ取引に係る運用資産（注）	
貸付金＋債務の保証	合計で総資産の3%

（注）当分の間適用しないこととされている。

※ 同一人には、同一人自身と特殊の関係のある者も含む。ただし、与信先が保険会社の子会社、保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社である場合には、単体で規制が適用。

※ 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等による同一人に対する資産の運用について、合算した額に係る限度額が設けられている。

### 【参考：銀行法における大口与信規制】

- 銀行法における大口与信規制についても、保険会社と同様に、与信側、受信側それぞれにグループで合算して適用され、子会社等に対する与信については、単体で規制が適用されている。

## 【大口与信規制の適用のイメージ】

### 《与信側》

同じグループの複数社(子法人等及び関連法人等)の同一人に対する与信については、合算して規制が適用。

#### (計算方法)

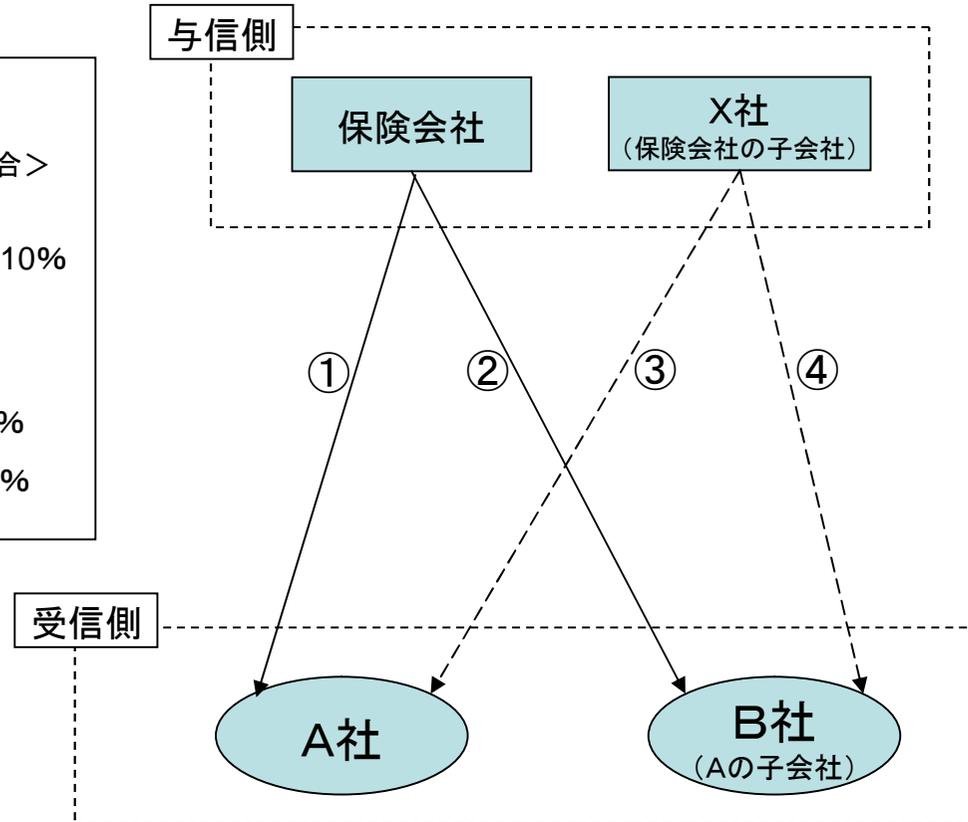
<ケース1: A社、B社ともに保険会社のグループ外の会社の場合>

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} \leq (\text{保険会社の総資産} + \text{X社の自己資本}) \times 10\%$$

<ケース2: A社、B社が保険会社の子会社の場合>

$$\textcircled{1} + \textcircled{3} \leq (\text{保険会社の総資産} + \text{X社の自己資本}) \times 10\%$$

$$\textcircled{2} + \textcircled{4} \leq (\text{保険会社の総資産} + \text{X社の自己資本}) \times 10\%$$



### 《受信側》

同じグループは合算して把握。ただし、保険会社の子会社、保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社である場合には、合算せずに、それぞれ単体で規制が適用。

## 【ソルベンシー・マージン比率の概要】

- 保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金(負債)」として積立している。
- 一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」で対応することとなる。
- ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標
- 保険会社の早め早めの経営改善への取組みを促すため、200%を下回ると早期是正措置命令を発動

### 〔 支払余力 〕(マージン)

- ・ 資本金などの自己資本
- ・ 保険金の支払いの増加や資産の価格変動に対する準備金

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{マージンの総額}}{1/2 \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

### 〔 リスク 〕

- ・ 保険リスク・・・実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうるリスク
- ・ 予定利率リスク・・・責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなるリスク
- ・ 資産運用リスク・・・運用環境の悪化による資産の減少や収入減のリスク(価格変動等リスク、信用リスク、子会社等リスク)
- ・ その他のリスク(経営管理リスク、最低保証リスク)

## 【子会社リスクについて】

○子会社リスクについては、以下のように信用リスクとは別のリスク係数が適用されている。

### ①信用リスク（保有する有価証券その他の資産について、相手方の債務不履行その他の理由により発生しうるリスク）

		与信先、発行体等	リスク係数
貸付金 債券 預貯金	ランク 1	a. 最上級格付け有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関 b. OECD諸国の中央政府及び中央銀行 c. 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 d. a～cに掲げる者の保証するもの e. 保険約款貸付	0.0%
	ランク 2	a. ランク 1 のaに該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関 b. 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 c. 我が国及び外国の金融機関 d. BBB格相当以上の格付を有する者 e. a～dに掲げる者の保証するもの f. 抵当権付住宅ローン g. 有価証券、不動産等を担保とする与信 h. 信用保証協会の保証する与信	1.0%
	ランク 3	ランク 1. 2に該当せず、ランク 4に掲げる事由が発生していない先への与信等	4.0%
	ランク 4	破綻先債権 延滞債権 3ヶ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権	30%

### ②子会社等リスク（子会社等への投資その他の理由により発生しうるリスク）

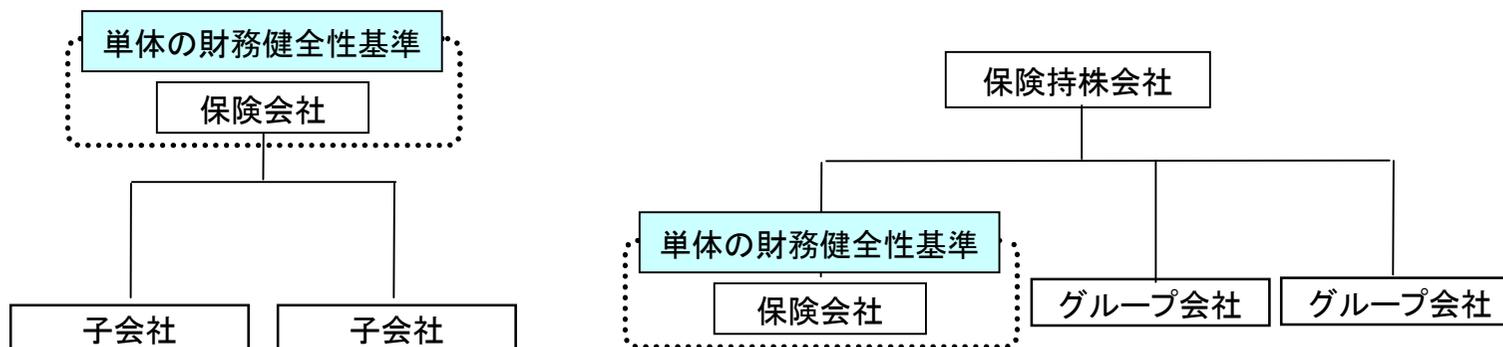
	事業形態	リスク対象資産	リスク係数
国内会社	金融関連業務	株式	15%
		貸付金	1.5%
	非金融関連業務	株式	10%
		貸付金	1.0%
海外法人	金融関連業務	株式	20%
		貸付金	6.5%
	非金融関連業務	株式	15%
		貸付金	6.0%
上記にかかわらず破綻先等に該当する子会社等		株式	100%
		貸付金	30%

## 【保険会社の連結財務規制について】

### 現 状

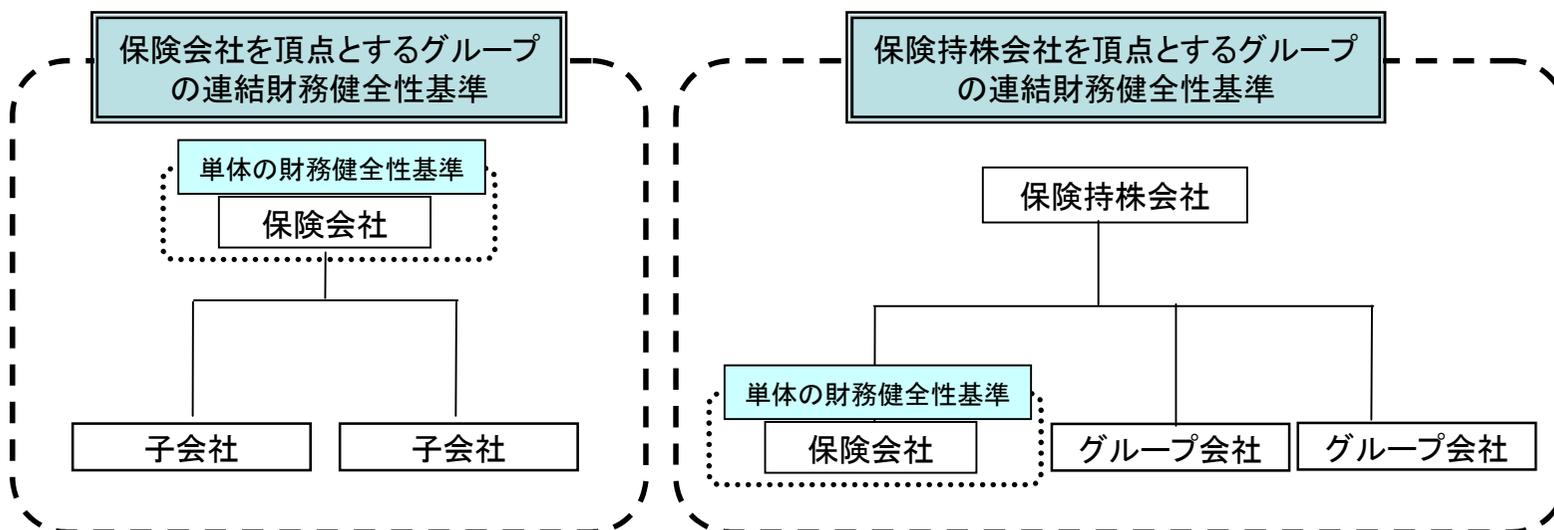
- 財務健全性基準(ソルベンシー・マージン基準)は保険会社単体のみ。

※監督上の措置(行政命令、報告徴求・検査)はグループ・ベースで導入済み。



### 連結財務健全性基準の導入

- 保険会社または保険持株会社を頂点とする全てのグループを対象として、連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)を導入。 ※平成24年3月期から適用。



### 3. 保険募集の委託の在り方

## 【保険募集の委託の在り方（現行制度）】

### ① 保険募集を行うことができる者

- 保険業法においては、保険募集の公正かつ適切な実施を確保するため、保険会社の保険契約の締結の代理又は媒介（保険募集）を行うことができるのは以下の者に限られている。（保険業法第 275 条）
- 生命保険募集人及び損害保険代理店は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。（保険業法第 276 条）

#### （i）生命保険募集人

- 生命保険会社の役員若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者若しくはその者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険募集を行うもの（保険業法第 2 条第 19 項）

#### （ii）損害保険募集人

- 損害保険会社の役員若しくは使用人、損害保険代理店\* 又はその役員若しくは使用人（保険業法第 2 条第 20 項）

\* 損害保険代理店…損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険募集を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないもの。（保険業法第 2 条第 21 項）

- したがって、保険会社から保険募集の委託を受けた者が、更に別の者に再委託をすることは認められていない。

### ② 所属保険会社等の賠償責任

- 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。（保険業法第 283 条） ※保険募集人に対しては、資力要件は課されていない。

## 【制度をめぐるこれまでの主な議論】

### ○ 規制改革推進3カ年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）

#### ④ 保険募集人等の委託の在り方についての見直し【平成15年度中に検討・結論】

現行の保険募集制度において保険募集人や保険代理店は、保険会社からの直接の委託を受けた者であって、その所属保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者としている。したがって、例えば保険会社の各店舗が行っている管轄地域の営業推進や代理店管理といった、いわば保険会社における販社的な業務を、大型の保険代理店等（総代理店）に外部委託することで保険会社の業務の効率化を図ろうとした場合、総代理店が管理する保険代理店は、それら販社的な業務を受託した総代理店を介した復代理による保険募集の委託契約を結ぶことができない。これについては、総代理店を介した復代理による保険募集に係る委託契約を認めることで、総代理店の傘下にある代理店に対する選任・管理責任の明確化や保険会社の機能を分化させ販社的な業務の外部委託による効率化が図れるとの指摘がある。

一方、これまで保険会社が直接行っていた代理店との保険募集に係る委託契約を代理店の管理等の業務と併せて外部委託できることとするためには、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護が確保されることが必要である。

したがって、保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う。

### ○ 規制改革推進3カ年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）のフォローアップにおいて示された内容

- ・ 保険募集人等の委託の在り方の見直し（総代理店制度の導入）について検討を行ったが、
    - ① 保険会社が保険代理店に直接委託するのではなく、総代理店が委託することとした場合、
      - ・ 保険会社が保険代理店における業務の適切な実施を確保できなくなる恐れがある、
      - ・ 保険会社が自ら委託していない保険代理店の保険募集に関する賠償責任まで負うこととなる、
      - ・ 多くの保険代理店を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなるおそれ、
    - ② また、これらの問題に対応する方法として、
      - ・ 総代理店に、保険代理店における業務の適切な実施の確保の責任等を負わせること、
      - ・ 総代理店は、保険会社の子会社に限ること、
- 等が考えられるが、実際にはこうした要件を満たす総代理店は想定し難いこと、

③ 更に、保険募集人等の委託について保険会社が外部に委託する具体的なニーズが認められないこと、から、措置困難との結論に達した。

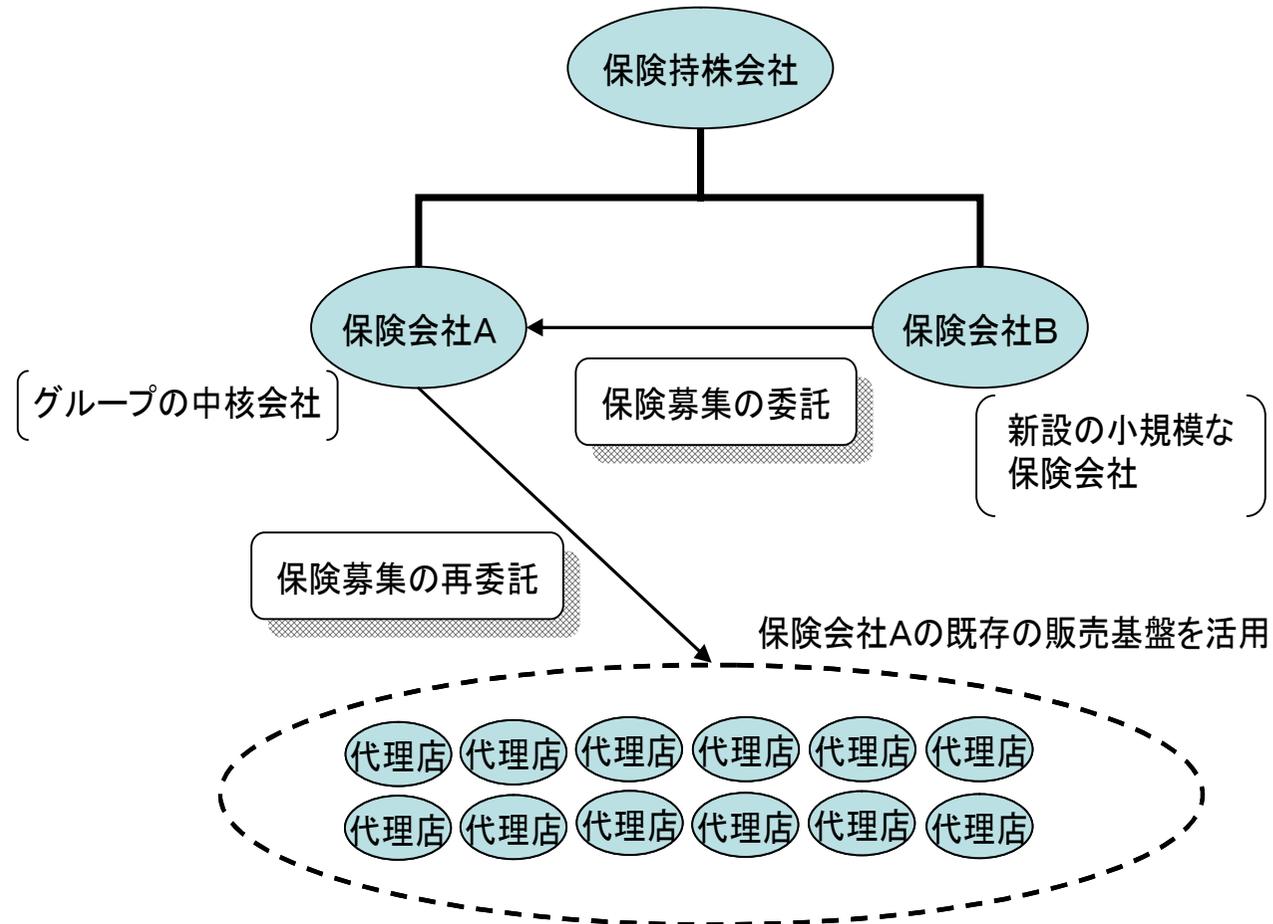
○ 「規制・制度改革に対する方針」(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定)

企業グループの組織再編に資する規制の見直し

(2) 保険募集人等の委託の在り方の見直し

- ・ 保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。〈平成 23 年度検討〉

【保険募集をグループ内の特定の保険会社に委託→販売代理店に再委託するケース】



※ [ ] は、これまでのWGにおいて要望があった例

<参考>

保険募集における損害賠償規定

- 保険業法第283条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
    - 一～二 (略)
    - 三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
  - 3 第一項の規定は、所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。

銀行代理業における損害賠償規定

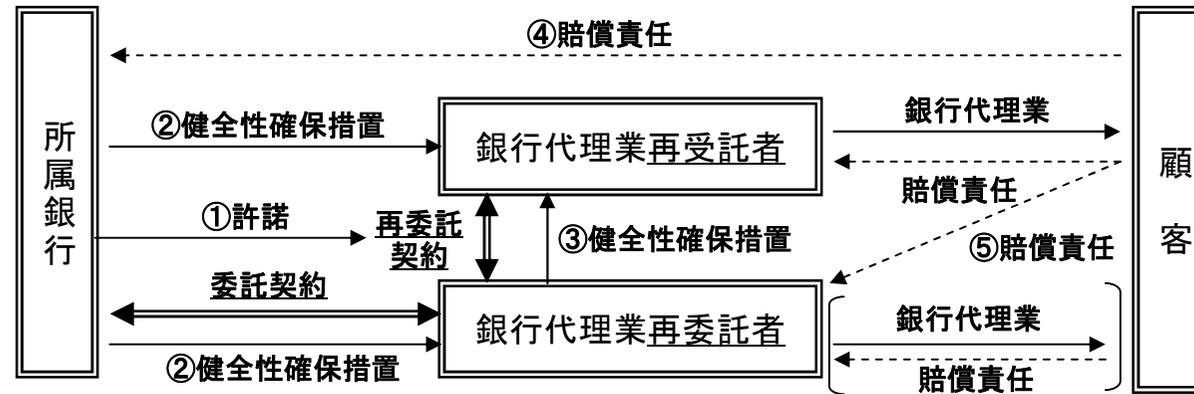
- 銀行法第52条の59 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
    - 一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
    - 二 銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再受託者に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
  - 3 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。
  - 4 第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再委託者から銀行代理業再受託者に対する求償権の行使を妨げない。

## 【業務の委託等にあたり保険会社及び銀行が講ずべき措置】

- 保険業法においては保険会社が第三者に業務を委託する場合、銀行法においては銀行がその業務の一部を銀行代理業者に行わせる場合に、その業務の適切性等を確保するため、それぞれ以下の措置を講じなければならないとされている。

【保険会社】第三者に業務を委託する場合に講ずべき措置 (保険業法施行規則第 53 条の 11)	【銀行】所属銀行が銀行代理業の適切性等を確保するために講ずべき措置 (銀行法施行規則第 34 条の 63)
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務を的確・公正・効率的に遂行できる能力を有する者に委託するための措置</li> <li>2. 受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（業務の実施状況を確認し、的確に遂行しているかを検証、必要に応じ改善させる等）</li> <li>3. 顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置</li> <li>4. 保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置（受託者が業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等）</li> <li>5. 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 銀行代理業に係る業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置</li> <li>2. 銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（業務の実施状況を確認し、的確に遂行しているかを検証、必要に応じ改善させる等）</li> <li>3. <u>銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、銀行代理業者との間の委託契約・銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置</u></li> <li>4. 銀行代理業者による資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介について、必要に応じて自らが審査を行うための措置</li> <li>5. 顧客情報の適切な管理を確保するための措置（所属銀行から顧客情報を不正に取得させない等）</li> <li>6. 所属銀行や銀行代理業者の商号等、銀行代理業者であることを示す文字を当該店頭に掲示させるための措置</li> <li>7. 銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置</li> <li>8. 顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置（営業所の廃止の際、当該営業所の顧客に係る取引が支障なく引き継がれる等）</li> <li>9. 顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置</li> </ol> <p>※ 銀行代理業再委託者が銀行代理業再受託者の業務の適切性等を確保するために講じなければならない措置についても準用される。</p>

## 【銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置】



### ◇再委託の許諾（銀行法52条の36第3項）

①銀行代理業再委託者は、所属銀行の許諾を得なければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

### ◇健全性確保措置（銀行法52条の58。具体的な措置は銀行法施行規則34条の63第1項各号）

②所属銀行は、銀行代理業再委託者及び銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。（銀行法52条の58第1項）

③銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。（銀行法52条の58第2項）

### ◇賠償責任（銀行法52条の59）

④所属銀行は、銀行代理業再委託者及び銀行代理業再受託者が顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

⑤銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

### ●健全性確保措置は、委託契約書、再委託契約書の記載事項に該当。（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-1-2-3(9)）

例：所属銀行により再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置（銀行法施行規則34条の63第1項3号）

#### 【委託契約書の記載例】

◎銀行代理業再委託者は、再委託契約を変更しようとする場合、所属銀行の許諾を得なければならない。

◎所属銀行は、銀行代理業再委託者に対し、再委託契約を変更・解除を求めることができる。

#### 【再委託契約書の記載例】

◎再委託契約は、所属銀行の許諾を得ることなく変更できない。

◎所属銀行からの銀行代理業再委託者に対する再委託契約の変更・解除の指示により、再委託契約を変更・解除できる。

※委託契約書案、再委託契約書案は、銀行代理業の許可の申請の添付書類（銀行法施行規則34条の34）